

後期高齢者医療の被保険者の方へ 「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（橙色）の有効期限は、7月31日（月）までです。

新しい保険証（水色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日（火）からは新しい保険証（水色）をお使いください。

新しい保険証（水色）に記載してある一部負担金の割合は、平成29年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（橙色）は、8月1日（火）以降に、役場健康推進課へお返しください。

【一部負担金の割合】

| | | |
|---|---|------------------------------------|
| 同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者 | ➡ | 一部負担金の割合は（病院等での窓口負担） 3 割 |
| 上記条件に該当しない世帯の被保険者 | | 一部負担金の割合は（病院等での窓口負担） 1 割 |

※新しい保険証の裏面に臓器提供意思表示ができますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しておりますので、詳しくは役場健康推進課へお問合せください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新の手続き等のお知らせ

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（橙色）を持ち、今年度も所得区分がⅠ・Ⅱの人
7月31日（月）で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）を7月中に郵送します。（被保険者証郵送の際に同封しています。）8月1日（火）からご使用ください。

■新しく申請が必要な人

所得区分Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人は、外来および入院で受診する際に、この認定証が必要ですので、役場健康推進課に申請してください。

【申請に必要なもの】 ・後期高齢者医療被保険者証 ・印かん

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代 ※8月1日（火）から

| 所得区分 | 外来 (個人単位) | 外来+入院 (世帯単位) | 入院時の食事代(1食当たり) |
|-------------|-----------------------------|---|---|
| 現役並み 所得者 | 57,600円 | 80,100円+ (総医療費－ 267,000円) × 1%を加算 4回目以降 44,400円(※1) | 360円 指定難病者の方などは260円の場合もあります |
| 一般 | 14,000円 (年間14.4万円 上限) | 57,600円 4回目以降 44,400円(※1) | |
| 区分Ⅱ (※2) | 8,000円 | 24,600円 | 過去12カ月で90日までの入院 210円 過去12カ月で91日目からの入院 160円(※4) |
| 区分Ⅰ (※3) | 8,000円 | 15,000円 | 100円 |

(※1) 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除{(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人}

(※4) 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

〈問い合わせ〉 役場 健康推進課 医療保険係(後期高齢者医療担当) TEL(67) 2704